

問6. 有給休暇の取得日数の管理をしていますか？休暇簿等がありますか？

「いいえ」と答えた方

2019年4月1日から、事業主は年10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年5日間については年次有給休暇を取得させることが義務付けられました。それに伴い年次有給休暇の管理を作成し、3年間保存することが義務化されました。

年次有給休暇を適正に管理されたい方

必要書類は、愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページの「働き方改革」欄、「職場の労務管理に関する実態調査」のページより各種用紙をダウンロードいただけます。[👉https://aichi-medsc.or.jp/](https://aichi-medsc.or.jp/)

専門家が貴院に適した年次有給休暇に係るルールの整備や管理簿に係るご相談を無料で承ります。

無料相談受付中

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

愛知県医療勤務環境改善支援センター

〔委託先〕 公益社団法人 愛知県医師会

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階

TEL.052-212-5766

FAX.052-212-5767

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

Email : info@aichi-medsc.or.jp